

計画作成年度	令和元年度
計画主体	富山県魚津市

魚津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 魚津市産業建設部農林水産課
所在地 魚津市釈迦堂1-10-1
電話番号 0765-23-1034
FAX番号 0765-23-1053
メールアドレス norinsuisan@city.uozu.toyama.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、カラス、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	富山県魚津市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	700万円、6.60ha
ニホンザル	果樹（ブドウ）	65万円、0.09ha
カラス		0万円、0ha
ツキノワグマ	果樹（ブドウ）	93万円、0.13ha

(2) 被害の傾向

①イノシシ

魚津市では最も被害が多い獣種となっており、年々生息域が拡大している。被害は増加傾向にあり、稲の収穫時期の水稲被害が最も大きい。これまで被害の見られなかった市街地周辺の里山や電気柵等の被害対策が実施されていない地区の被害が拡大する恐れがある。また、電気柵等を整備した箇所についても被害が報告されており、適切な管理が必要である。

（被害額：H27 431万円、H28 226万円、H29 329万円、H30 639万円、R1 700万円（暫定値））

②ニホンザル

中山間地域を中心に発生している農作物被害は、被害防止対策が遅れている地域や市街地へ移動している。特に、果樹類、野菜類、水稲類への食害が多く、目撃数は依然として多いため、今後も被害が拡大する恐れがある。

（被害額：H27 90万円、H28 67万円、H29 18万円、H30 372万円、R1 65万円（暫定値））

魚津市内に7つの加害群を確認しており、釈迦堂群(71頭)、福平群(41頭)、長引野群(114頭)、島尻群(33頭)、東蔵群(34頭)、小菅沼群(73頭)、鉢群(57頭)となっている。目撃情報による生息数は年々増加しており、群れの子ザルの比率が大きくなっている。また、最近ではサルの方から人間を威嚇するようになっており、侵入防止策及び追払い活動の徹底が必要である。

③カラス

被害は年々減少傾向にあり、令和元年度の被害報告は無かったものの、過去には中山間地において春期の水稻に、果樹においては収穫期に被害が発生している。また、市街地においても家庭菜園に被害が発生し、繁殖期には人身被害や威嚇に対する被害報告が増加しているため、今後も引き続き調査や対策を行う必要がある。

④ニホンジカ

近年、魚津市鳥獣被害対策実施隊や林業関係者から山間部での目撃報告がある。現在、林業被害や農作物被害の報告はされていないが、今後山間部から里山へ現れることも十分考えられるため、無花粉スギの植栽地の調査等を行い備える必要がある。

⑤ツキノワグマ

過去に農作物被害では主にカキ等の被害が多かったが、近年は果樹の被害額が報告されている。

(被害額：H27 0万円、H28 6万円、H29 0万円、H30 0万円、R1 93万円(暫定値))

過去には、農作物被害以外に人身被害も発生している。(H22年度：4件)

平成23年度から令和元年度においての人身被害の報告は無いが、堅果類が不作の年には市街地へ出没しており、(平成28年度、令和元年度)今後も引き続き調査や放任果樹の除去等の対策を徹底する必要がある。

※出没件数及び被害額は年度区切りの数値

※令和元年度の出没件数及び被害額は、令和元年12月末時点の数値

(3) 被害軽減目標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和4年度)
ツキノワグマ	人身被害	0件
	被害金額	93万円
	被害面積	0.13ha
ニホンザル	被害金額	65万円
	被害面積	0.09ha
イノシシ	被害金額	700万円
	被害面積	6.60ha
カラス	被害金額	0万円
	被害面積	0.00ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題										
捕獲等に関する取組	<p>・ 捕獲体制の整備 鳥獣被害対策実施隊員が捕獲を実施している。</p> <p>主に、銃器・わな・電気槍による捕獲を行っている。</p> <p>令和元年度の捕獲実績(暫定値)は</p> <table border="0"> <tr> <td>イノシシ</td> <td>: 434頭</td> </tr> <tr> <td>ニホンザル</td> <td>: 67頭</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>: 386羽</td> </tr> <tr> <td>ニホンジカ</td> <td>: 2頭</td> </tr> <tr> <td>ツキノワグマ</td> <td>: 20頭</td> </tr> </table>	イノシシ	: 434頭	ニホンザル	: 67頭	カラス	: 386羽	ニホンジカ	: 2頭	ツキノワグマ	: 20頭	<p>近年では、実施隊員の高齢化や会員の減少が進んでおり、担い手不足が深刻となっている。</p> <p>出没報告により、実施隊が現場へ急行してもすでに逃げ去った後となることが多い。</p> <p>住民が来ても逃げないのに実施隊が車で近づくだけで逃げるなど追払いの効果が薄れている。</p> <p>わなによる捕獲技術の更なる向上が必要。</p>
イノシシ	: 434頭											
ニホンザル	: 67頭											
カラス	: 386羽											
ニホンジカ	: 2頭											
ツキノワグマ	: 20頭											
	<p>・ 捕獲機材の導入 魚津市有害鳥獣対策協議会等で箱ワナを導入し、捕獲したサルに発信器を装着するテレメトリー調査により生息調査を行っている。</p> <p>イノシシやニホンザル等の対策のために捕獲檻を購入し、捕獲を行っている。</p> <p>ICT(スマートセンサー)や自動撮影カメラを導入し、効率的な捕獲の促進を行っている。</p>	<p>地元で狩猟免許(わな免許)を持っている人が少ないため、設置には制限がある。</p> <p>近い将来、高齢化による猟友会員の減少により、銃器を扱える免許保持者が減少することが予想されることから、地元の住民による狩猟免許(わな免許)の取得推進を図り、地元と実施隊両方で協力していく必要がある。</p>										
	<p>・ 捕獲鳥獣の処理方法 焼却もしくは埋設、自家消費をしている。</p> <p>イノシシについてはNPO法人新川地区獣肉生産組合へ搬入し、食肉加工をしている。</p>											

<p>防護柵の設置等に 関する取組</p>	<p>・防護柵の設置、管理 市では、鳥獣被害防止総合対策事業、富山県鳥獣被害対策強化支援事業や中山間地域等直接支払制度等を活用し、電気柵及び恒久柵の普及を進めている。 令和元年度までに電気柵は156km恒久柵は1kmの整備となっている。</p>	<p>個人の畑ではまだ電気柵や恒久金網柵が進んでおらず、整備している場所でも下草刈り等の管理についての認識が不足している。 電気柵等の周辺に有害鳥獣が出没しており、柵単体では抜本的な対策となっていないため、捕獲や生息環境管理と複合した対策が必要である。 電気柵設置後において管理が不十分で効果を発揮していない箇所がある。また、個別に電気柵を整備している地域があることから、効率的に電気柵が設置されるよう地域一体となった取組みを推進する必要がある。 恒久柵の設置後は、管理通路及び定期的な現地確認など、管理の徹底を行う必要がある。</p>
	<p>・里山整備等 各種事業を活用して、草刈や里山整備をすることにより緩衝帯の役割を果たす。</p>	<p>管理については毎年継続していく必要があるが、集落の高齢化が進行するなか、継続可能な体制づくりが必要である。</p>
	<p>・緩衝帯の整備 ヤギ等の放牧によるゾーニングの実証を進めている。</p>	<p>家畜の維持管理や冬期間の管理及びエサ場の確保等に課題がある。</p>
	<p>・追払い活動 中山間地域における地元の追払い活動やモンキードックによる追払い活動を行い日々継続した活動の重要性や普及を進めている。</p>	<p>追払い活動の徹底がされていないため、ニホンザルは住民が来ても逃げなくなっている。 住民は個々による追払い活動に限界を感じているように思われる。</p>
	<p>・放任果樹の除去 中山間地において、ニホンザルやツキノワグマのエサとなる放任果樹の除去を進めている。</p>	<p>過疎地域では、空地となった場所にまだまだ放任果樹が残っている。 市街地へのクマの出没も増加していることから、市街地周辺においても放任果樹の除去が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

魚津市では、平成22年度に魚津市鳥獣被害防止計画を策定してから、被害防止対策を推進してきた。結果、被害軽減等成果が表れた地区もあるが、未だ被害が発生している地区が多く残っており、主な被害は、イノシシ、ニホンザルによる農作物の被害である。

魚津市の新たな被害防止計画では、被害軽減目標を現状値より30%減の600万円とする。

電気柵等の被害防除と有害捕獲及び生息環境管理を一体的に進めるために魚津市有害鳥獣対策協議会と連携して、鳥獣被害防止総合対策事業及び富山県鳥獣被害対策強化支援事業等を活用しながら対策を進めていく。

併せて、ICTを活用したニホンザルの追い払いを地元、実施隊と連携し、実験的に実施していく。

また、地域が主体となって被害防止対策を取り組んでいくため、被害状況の共有化、地域を対象とした説明会や現地研修会を開催し、被害防除や生活環境管理（地区住民による電気柵、ヤギ等によるゾーニングの普及及び里山整備で有害鳥獣との棲み分けを図る）、有害捕獲（地元住民のわな免許取得の推進を図る）の必要性について地域に理解を促し、意識改革を行っていく。

【魚津市が推進する主な対策】

1. 正確な被害状況を把握するための市・住民のネットワークの構築
2. 個体数調整の推進と捕獲の担い手育成
3. 被害防除対策の推進

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

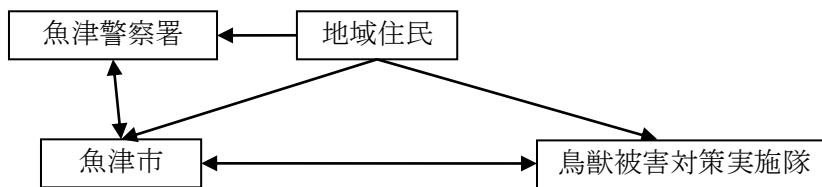
鳥獣被害対策実施隊

魚津市長が任命した鳥獣被害対策実施隊員（隊員数65名：民間57名、魚津市職員8名 うち狩猟免許取得者数：65名）が被害を防止または発生した場合や、住民から捕獲要請があった場合に捕獲など被害拡大防止のための対策を行う。

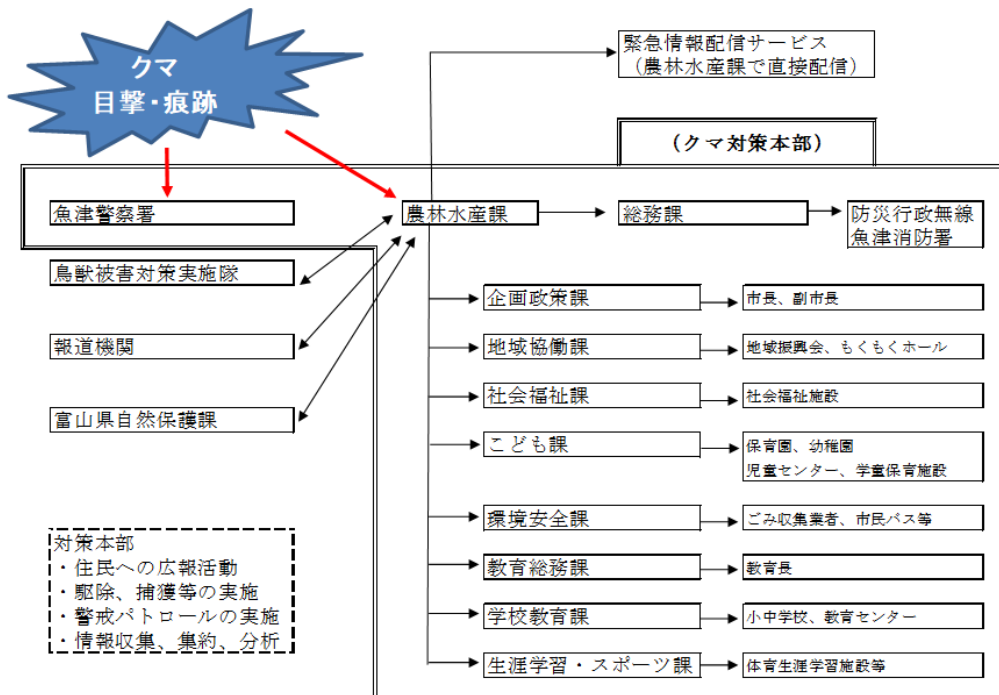
実施隊員の役割としては、

- ・ 民間隊員（対象鳥獣捕獲員）主に捕獲活動
- ・ 市職員 捕獲活動の補助

① イノシシ、ニホンザル、カラスの捕獲体制図



② ツキノワグマの捕獲体制図



(2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ	被害状況や生息域の情報の共有 市職員や団体職員、地元住民の狩猟免許取得の推進 鳥獣の生息状況調査 捕獲機材の整備
令和3年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ	被害状況や生息域の情報の共有 市職員や団体職員、地元住民の狩猟免許取得の推進 鳥獣の生息状況調査 捕獲機材の整備
令和4年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ	被害状況や生息域の情報の共有 市職員や団体職員、地元住民の狩猟免許取得の推進 鳥獣の生息状況調査 捕獲機材の整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>近年では、生息域が市街地に拡大しているため、鳥獣のエサの栄養価が高くなっている。そのため、栄養価の高いエサを求めて市街地へ出没する鳥獣の数が増加する可能性が高い。</p> <p>① イノシシ</p> <p>富山県が、平成28年度に策定した「富山県イノシシ管理計画」では、被害防除、生息環境管理、個体数管理を積極的に実施し、個体数の減少及び農作物被害の軽減を図り、最終的には、イノシシは生息しているが、農作物被害が極力少ない状態を目指すこととしている。魚津市の中山間地域では、イノシシによる農作物被害が発生しはじめており被害の拡大が想定されるため個体数調整による被害対策が必要である。</p> <p>(捕獲実績：H27 58頭、H28 174頭、H29 261頭、H30 300頭、R1 434頭(暫定値))</p> <p>令和2年度以降も継続して捕獲を行っていく。</p>

② ニホンザル

富山県が、平成30年度に策定した「富山県ニホンザル管理計画」では、地域個体群の生息範囲が拡大しないよう群れを安定的に維持しつつ、農林作物被害等を軽減し、人とサルとの共生を図ることとしている。年度末にはこの管理計画に基づき富山県が捕獲数を計画するため、魚津市でもこれに準じた個体群管理を行う。

(捕獲実績：H27 86頭、H28 91頭、H29 83頭、H30 78頭、R1 67頭(暫定値))

魚津市では7群486頭の生息数と推定されるが、目撃情報による生息数は年々増加しており、群れの子ザルの比率が大きくなっている。

令和2年度以降も管理計画に基づいて継続して捕獲に取り込むこととする。

③ カラス

カラスによる水稻への食害、踏み荒しに加えて果樹への被害が深刻となっている。魚津市ではカラスの箱わなによる捕獲を中心に行っており、平成29年度より捕獲数が増加している。

(捕獲実績：H27 32羽、H28 8羽、H29 585羽、H30 385羽、R1 386頭(暫定値))

令和2年度以降も継続して捕獲を行っていく。

④ ニホンジカ

富山県が、平成28年度に策定した「富山県ニホンジカ管理計画」では、被害を未然に防止し、最小限に止めるに「被害防除」、「生息環境管理」、「個体数管理」を総合的に実施することとしている。

(捕獲実績：H27 0頭、H28 1頭、H29 0頭、H30 4頭、R1 2頭(暫定値))

令和2年度以降も管理計画に準じた個体数管理を行う。

⑤ ツキノワグマ

富山県が、平成28年度に策定した「富山県ツキノワグマ管理計画」では、被害を効果的に防除するとともにクマの地域個体群を安定的に維持する観点から、必要最小限の範囲で捕獲を行うこととしているため、魚津市でもこれに準じた個体数管理を行う。

(捕獲実績：H27 12頭、H28 46頭、H29 5頭、H30 0頭、R1 20頭(暫定値))

令和2年度以降も管理計画に基づいて継続して捕獲に取り込むこととする。

※捕獲数は年度区切りの数値

※令和元年度の捕獲数は、令和元年12月末時点の数値

対象鳥獣	捕獲計画数等			備考
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
イノシシ	500	600	700	被害、捕獲実績の結果による
ニホンザル	—	—	—	富山県ニホンザル管理計画に準ずる
カラス	400	400	400	被害、捕獲実績の結果による
ニホンジカ	10	10	10	被害、捕獲実績の結果による
ツキノワグマ	—	—	—	富山県ツキノワグマ管理計画による 人身被害0を計画とする

捕獲等の取組内容
<p>中山間地域において野生鳥獣の活動が活発になる春季、秋季を中心に実施するものとする。捕獲は、銃器及び箱わなによるものとする。併せて侵入防止柵、ICT等を活用し、捕獲効率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 被害の大きい箇所を重点に、箱わなを設置する ・ニホンザル 群れの生息調査（テレメトリー）のための箱わなを各群れの出没箇所に設置する ・カラス ねぐらとなっている箇所に箱わなを設置する

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
魚津市	イノシシ、ニホンザル、カラス、ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（電気柵）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	ワイヤーメッシュ+電気柵3段 3,000m	ワイヤーメッシュ+電気柵3段 3,000m	ワイヤーメッシュ+電気柵3段 3,000m
イノシシ	電気柵2段 18,000m	電気柵2段 18,000m	電気柵2段 18,000m
対象鳥獣	整備内容（恒久金網柵）		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	恒久金網柵 3,000m	恒久金網柵 3,000m	恒久金網柵 3,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ	地元住民による草刈推進 家畜放牧のゾーニングによる住み分けの整備 (ヤギ放牧等) 放任果樹の除去推進 普及活動のための地元への説明会開催等 里山整備等の実施
令和3年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ	地元住民による草刈推進 家畜放牧のゾーニングによる住み分けの整備 (ヤギ放牧等) 放任果樹の除去推進 普及活動のための地元への説明会開催等 里山整備等の実施
令和4年度	イノシシ ニホンザル カラス ニホンジカ ツキノワグマ	地元住民による草刈推進 家畜放牧のゾーニングによる住み分けの整備 (ヤギ放牧等) 放任果樹の除去推進 普及活動のための地元への説明会開催等 里山整備等の実施

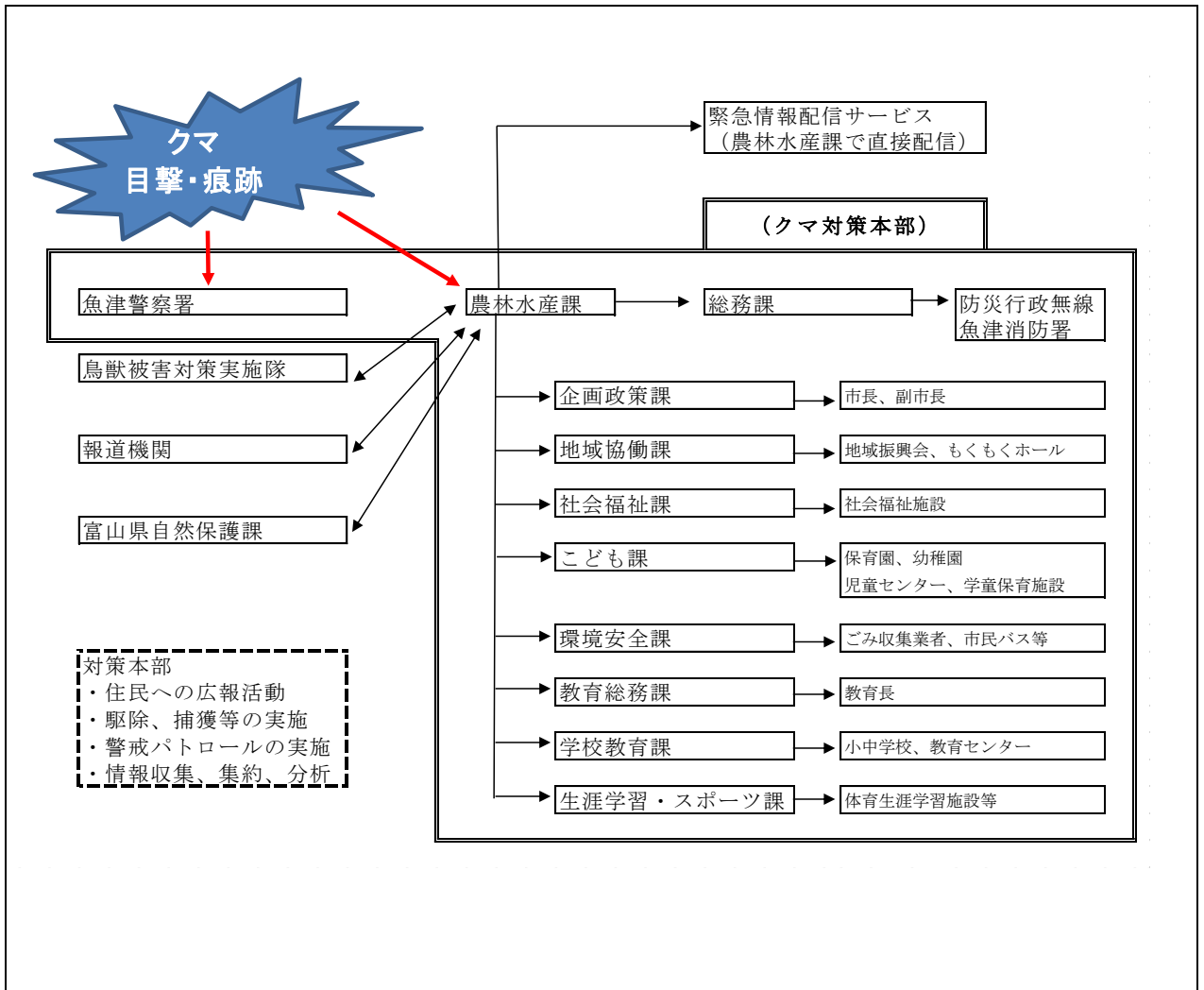
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
富山県 自然保護課	(平常時) 情報交換 (緊急時) 平常時の役割に加えて緊急捕獲の協議・許可及び県民等への情報提供
魚津警察署	(平常時) 情報交換 (緊急時) 平常時の役割に加えて出沒等の周辺地域のパトロール、避難誘導、注意喚起及び警察法適用による捕獲等
魚津市	(平常時) 関係機関・地元への連絡、情報交換及び情報収集及び分析 (緊急時) 平常時の役割に加えて対策本部の設置及び実施隊を中心としたパトロール
富山県東部消防組合消防本部	(平常時) 情報交換 (緊急時) 平常時の役割に加えて出沒等の周辺地域のパトロール、注意喚起及び避難誘導

鳥獣被害対策実施隊	<p>(平常時) 情報交換、情報収集、追い払い等による安全確保及び捕獲又は駆除</p> <p>(緊急時) 平常時の役割に加えて関係機関との連携したパトロール</p>
-----------	--

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	魚津市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
新川農林振興センター	関係機関との調整や指導
魚津警察署	緊急時の協力や猟銃許可
漁業団体	水産業者への指導及び調整
新川森林組合	里山整備に対する指導及び調整
富山県鳥獣保護管理員	鳥獣の生息に関する指導
鳥獣被害対策実施隊	実施隊員によるパトロール・捕獲 関係機関との調整
魚津市消防署	緊急時の協力
魚津市	協議会運営
富山県議会議員	県との調整や情報提供
魚津市議会議員	市との調整や情報提供
区長会または地域振興会	地域住民との調整
生産組合長並びに 果樹等生産団体	農業生産者との調整
魚津市農業協同組合	農業者への指導及び調整
NPO新川地区獣肉生産組合	ジビエ利用促進
その他対策協議会の目的に賛同 する者及び団体	協議会への情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
富山県農村振興課	有害鳥獣関連情報の提供、農作物被害のとりまとめ
富山県自然保護課	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供及び指定管理鳥獣捕獲等事業との連携
北陸農政局	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和元年度は市職員8名、民間隊員57名の合計65名（うち狩猟免許取得者数65名）で構成。

令和2年度以降も引き続き、魚津市職員（魚津市長が任命した職員）及び民間隊員で鳥獣被害対策実施隊が捕獲、被害防止策の普及啓発等、市内の被害対策についての取組を進めていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

山間部を中心として高齢化が進んでいるため、地域住民だけでは侵入防止柵や緩衝帯の整備が困難になっている地域が増加している。そこで、広範囲の被害防止柵を講じる場合に集落、地域住民のみでの対策が困難な場合にはその集落だけではなく、付近集落と連携して対策ができるよう検討する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、魚津市及び鳥獣被害対策実施隊が捕獲後速やかに、焼却処分場へ運搬するか、埋設処分とする。
また、獣種によっては自家消費や食肉加工施設へ運ぶよう推進する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した個体を食肉加工施設へ運搬し、食品利用の促進を図る。

9. その他被害防止施策の実施に關す必要な事項

被害防止対策に関して、魚津市有害鳥獣対策協議会と連携し、共同で情報交換会、現地研修会を開催する。